

古賀市告示第 5 6 号

古賀市移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和元年 1 0 月 7 日

古賀市長 田 辺 一 城

古賀市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 古賀市は、福岡県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び古賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、古賀市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県と共同して行う福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業において、東京圏、名古屋圏、大阪圏から古賀市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合に、予算の範囲内において古賀市移住支援金を交付することとする。当該移住支援金の交付については、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）、古賀市補助金交付規則（平成 3 1 年規則第 8 号）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第 2 条 移住支援金の金額は、2 人以上の世帯の申請の場合にあっては 1 0 0 万円、単身の申請の場合にあっては 6 0 万円とする。なお、1 8 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、1 8 歳未満の者一人につき 1 0 0 万円を当

該額に加算する。

(対象者要件)

第3条 移住支援金は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から又は第3号の要件に該当する申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件は、次のアからウまでのいずれにも該当することとする。

ア 移住元に関する要件は、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当することとする。

(ア) 住民票を移す直前（農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前。）の10年間のうち、通算5年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県をいう。以下同じ。）又は大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。以下同じ。）に在住していたこと（ただし、第3号の要件に該当する者の申請については、東京圏の在住に限る。）。

(イ) 住民票を移す直前（農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前。）に、連続して1年以上、東京圏、名古屋圏又は大阪圏に在住していたこと。

イ 移住先に関する要件は、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当することとする。

(ア) 令和元年10月10日以降に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内（ただし、農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は算定に含めない。）であること。

(ウ) 古賀市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住す

る意思を有していること。

ウ その他の要件は、次の（ア）から（エ）までのいずれにも該当することとする。

（ア） 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ） 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ） 申請者は、過去１０年以内に申請者又は世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に１８歳未満の世帯員であった者が、５年以上経過し、かつ、１８歳以上となった場合であつて、県及び古賀市が認める場合を除く。

（エ） その他福岡県又は古賀市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件は、次のアからウまでのいずれかに該当することとする。

ア 一般の就業の場合の要件は、次の（ア）から（キ）までのいずれにも該当することとする。

（ア） 勤務地が東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。

（イ） 就業先が、道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイト

に掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに求人を掲載している法人等に就業し、申請時において当該法人等に連続して3か月以上在職していること。

(オ) (エ)の法人等に係る求人への応募日が、マッチングサイトに(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 人材確保困難職種への就業の場合の要件は、次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当することとする。

(ア) 次の表の左欄に掲げる対象職種に応じ、同表右欄に掲げる就職支援サイト又は無料職業紹介所により福岡県内の事業所等に就職していること。

対象職種	就職支援サイト又は無料職業紹介所
農林漁業職	農林漁業就職応援サイト
保健師、助産師、看護師、准看護師	eナースセンター（必ず福岡県を登録すること）
保育士	福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」

介護職	福岡県福祉人材センター
-----	-------------

(イ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において3か月以上在職していること。

(エ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ウ 自営での農林漁業への就業の場合の要件は、次の(ア)及び(イ)のいずれかに該当することとする。

(ア) 農林漁業に係る次の表に掲げる人材確保支援策を活用した者又は古賀市が別に認める者であること。ただし、移住支援金の申請日から5年以上、継続して就業する意思を有していること。

実施主体	人材確保支援策の名称
市町村	農業次世代人材投資事業（経営開始型） 新規就農者育成総合対策（経営開始資金） 新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）
地域協議会	中山間地域活力創出推進事業
福岡県水産団体指導協議会	経営体育成総合支援事業

(イ) 県に対して就農相談を行い、古賀市で新規就農した者であるこ

と。ただし、移住支援金の申請日から５年以上、継続して就業する意思を有していること。

(3) 関係人口に関する要件は、次のア、イいずれにも該当すること。

ア 過去に古賀市に１年以上居住し、かつ、市の住民基本台帳に記載されていた者であること。

イ 古賀市内で農林業に就業する者であること。ただし、移住支援金の申請日から５年以上、継続して就業する意思を有していること。

(交付申請及び実績報告)

第４条 移住支援金の申請者は、古賀市移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第１号)、古賀市内に移住後の就業先の就業証明書(様式第２号)及び本人確認書類に加え、前条第１号の要件を満たし、かつ、同条第２号又は第３号の要件に該当することを証する書類を添えて、市長に申請及び実績報告(以下「申請等」という。)をしなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第５条 市長は、前条の申請等があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、交付すべき移住支援金の額を確定し、速やかに古賀市移住支援金交付決定兼確定通知書(様式第３号。以下「交付決定等通知書」)により、当該申請者に通知するものとする。ただし、審査の結果移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨を同様に申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第６条 市長は、移住支援金の交付決定及び額の確定を行った申請者に対して、交付決定等通知書により通知した日から３か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定等通知書の再交付を必要とするときは、古賀市移住支援金交付決定兼確定通知書再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 市長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付決定通知書に再交付である旨を記載し、当該申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 福岡県及び古賀市は、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定を行った申請者に対し、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定めるとおり移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして福岡県及び古賀市が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 全額
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満に古賀市から転出した場合 全額
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
- (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に古賀市から転出した場合

半額

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付について必要な事項は、福岡県と古賀市が協議して定める。

附 則

この告示は、令和元年 10 月 10 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月告示第 35 号)

この告示は、公布の日から施行し、令和 2 年 2 月 3 日以降の移住支援金の申請者から適用する。

附 則 (令和 3 年 4 月告示第 98 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月告示第 65 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月告示第 90 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 9 月告示第 182 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の古賀市移住支援金交付要綱の規定は、施行日以後に古賀市に転入した者について適用し、施行日前に古賀市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和 8 年 3 月告示第 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の古賀市移住支援金交付要綱の規定は、施行日以後に古賀市に転入した者について適用し、施行日前に古賀市に転入した者については、なお従前の例による。